

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官  
(公印省略)

「工事請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
附 則 (適用) 1 この要領は、昭和41年12月23日から適用する。〔以下略〕 2～17 〔略〕 (令和6年能登半島地震に係る一般競争参加資格審査の特例) <u>18</u> 令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するものについて、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間における第2第一号ホの規定の適用については、同号ホ中「第6第一号の部局長が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「令和4年10月28日」とする。	附 則 (適用) 1 この要領は、昭和41年12月23日から適用する。〔以下略〕 2～17 〔略〕  (新設)

附 則（令和6年9月9日付け国会公契第7号）

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する

工事の請負契約を令和6年9月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。